

○綱紀調査委員会規則

(使 命)

第1条 山形県司法書士会（以下「本会」という。）綱紀調査委員会（以下「委員会」という。）は、本会会員（以下「会員」という。）の綱紀、品位に関する調査を行うことにより会員の綱紀を保持し、もって司法書士制度に対する国民の信頼にこたえることを使命とする。

(職 務)

第2条 委員会は、会員の綱紀保持に関して次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 会長から付託を受けた事項の調査
- (2) 会長に対する建議
- (3) 委員会の職務に関連する制度・規則・先例等の情報の収集・研究
- (4) 本会会則（以下「会則」という。）第49条第4項の規定に基づく意見の申述

(調査の開始)

第3条 委員会は、会長から書面による付託を受けたときに、調査を開始する。

(構 成)

第4条 委員会は、綱紀調査委員（以下「委員」という。）の互選により、委員長1人及び副委員長1人又は数人を選任する。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 副委員長は、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めたところにより、その職務を代理する。
- 4 委員会は、情報の収集・研究を行うため、委員の中から研究部員を任命することができる。

(招 集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会を招集するには、会日より1週間前に委員に対してその通知を発しなければならない。ただし緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 3 前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。
- 4 委員会は、委員全員の同意があったときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(欠席の届出)

第6条 委員は、やむを得ない事由により委員会に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出なければならない。

(議決の方法)

第7条 委員会の議決は、委員の過半数をもって行う。

(非公開)

第8条 委員会の議事は、公開しない。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議事の経過の要領及び結果を記載し、委員長及び出席した委員のうち1人が署名押印しなければならない。

(調査員の選任)

第10条 委員会は、調査を担当する委員（以下「調査員」という。）を事案ごとに2人以上選任しなければならない。

(調査の通知及び範囲)

第11条 委員会は、調査の対象となった会員（以下「被調査会員」という。）に対し、調査を付託された事項について調査する旨を書面をもって通知するものとする。

2 被調査会員が司法書士法人に属する司法書士会員である場合には、当該法人会員に対し、被調査会員を調査する旨を、書面をもって通知するものとする。

(調査の方法)

第12条 調査員は、被調査会員に対し、事件簿、領収証の副本（電磁的記録で作成されている場合は当該電磁的記録）その他の関係諸帳簿、関係書類及び物件（以下「物件等」という。）を提示又は提出させて調査することができる。

2 調査員は、次の者に対し、事情を聴取し、物件等の提示又は提出を求めることができる。

- (1) 被調査会員の補助者
- (2) 被調査会員と事務所を共にする会員及びその補助者
- (3) 被調査会員が法人又は法人に属する司法書士会員の場合は、その法人に属する他の司法書士会員及びその補助者

3 調査員は、必要と認めたときは、被調査会員及び前項に定める者以外の者から事情を聴取し、書類及び物件の提供を求めることができる。ただし、あらかじめ又は事後に委

員会の承認を得ることを要する。

- 4 調査員は、前3項のほか、適正な方法により資料及び情報を集取することができる。
- 5 調査員は、調査又は事情聴取を行うに際して、録音機及び写真機その他の記録装置を使用することができる。

(除斥期間の経過による調査の終了)

- 第12条の2** 調査員は、調査中に付託された事項が司法書士法（以下「法」という。）第50条の2の規定により処分の手続を開始することができない行為に係るものと判断したときは、その旨を委員会に報告しなければならない。
- 2 委員長は、前項の報告に基づき、委員会が調査の終了を相当と判断したときは、法第50条の2の規定により調査を終了する旨の報告書を作成し、委員会の議決を求めなければならない。この場合において、第13条から第16条までの規定は適用しない。
 - 3 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載し、議決に加わった委員全員が署名押印するものとする。ただし、やむを得ない事由により署名押印することができない委員についてはその旨を付記し、欠席した委員があればその氏名を付記するものとする。
 - (1) 第14条第2項第1号から第3号まで及び第8号から第10号までの事項
 - (2) 法第50条の2に該当すると判断した行為及びその理由（資料）
 - (3) 前号に関する反対意見又は少数意見

(調査員の報告)

- 第13条** 調査員は、調査終了後速やかに、その調査の内容を書面（以下「調査員報告書」という。）をもって委員会に報告しなければならない。
- 2 調査員報告書には、調査対象者、付託事項、調査年月日、時刻、場所、調査の要旨その他参考となる事項を記載したうえで、調査員が署名押印し、集取した資料を添付しなければならない。

(調査内容通知書)

- 第14条** 委員長は、調査員報告書による報告があったときは、委員会で内容を審議し、報告の内容及び委員会の意見を記載した書面（以下「調査内容通知書」という。）を作成しなければならない。
- 2 調査内容通知書には次に掲げる事項を記載し、委員長が署名押印するものとする。
 - (1) 被調査会員が司法書士会員の場合は、氏名及び司法書士名簿に職務上の氏名の記載を受けた者であるときはその職務上の氏名、登録番号、事務所の所在地及び司法書士名簿に事務所の名称の記載を受けたときはその事務所の名称並びに簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる者については認定番号
 - (2) 被調査会員が法人会員の場合は、名称、法人番号、事務所の所在地及び会則第5条

第3項第2号の法人会員であるときは主たる事務所の所在地

- (3) 付託事項
 - (4) 調査した事実
 - (5) 法若しくは司法書士法施行規則（以下「施行規則」という。）又は日本司法書士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）若しくは会則に違反する事実又は違反するおそれのある事実の存否に関する意見並びに判断の理由及び根拠（資料）
 - (6) 法若しくは施行規則又は連合会会則若しくは会則に違反する事実又は違反するおそれのある事実に対する適用条項
 - (7) 法第50条の2の規定の適用の有無に関する意見
 - (8) 除斥、忌避及び回避に関する事項
 - (9) その他参考事項
 - (10) 収集資料の目録
- 3 委員会は、被調査会員が正当な事由なく調査を拒否した場合あるいは調査を妨害した場合は、前項第5号の事実があったものと推定することができる。

（被調査会員の弁明）

- 第15条** 委員長は、被調査会員に対し、前条の調査内容通知書を送付し、期日を定めて弁明の機会を与える旨を通知するものとする。
- 2 前項の弁明の機会に関する通知が、被調査会員が受領を拒否したとき又は本会に届け出た事務所に到達しないとき等、被調査会員の責により到達しないときは、弁明の機会を与えたものとみなす。
- 3 委員会は、被調査会員から調査内容通知書に記載された収集資料の閲覧又は謄写を求められた場合、これに応じなければならない。ただし、第三者の利益を害するおそれのある部分については、この限りではない。
- 4 被調査会員の弁明は、原則として書面によるものとする。
- 5 被調査会員は、委員会に対し、弁明の機会の期日前であっても、弁明書、抗弁書及びその資料となる書類、物件などを提出することができる。

（議 決）

- 第16条** 委員長は、委員会が調査員報告書、調査内容通知書、弁明書、抗弁書及びこれらに付属する資料の内容について審議し、調査の終結を相当と判断したときは、次条の調査結果報告書について議決を求めなければならない。

（調査結果報告書）

- 第17条** 調査結果報告書には、次に掲げる事項を記載し、議決に加わった委員全員が署名押印するものとする。

- (1) 第14条第2項第1号から第9号までの事項
 - (2) 被調査会員の弁明の要旨
 - (3) 違反事実又は違反するおそれのある事実の存否並びに判断の理由及び根拠（資料）
 - (4) 違反事実又は違反するおそれのある事実に対する適用条項
 - (5) 前2号に関する反対意見又は少数意見
 - (6) 添付資料及び収集資料の目録
 - (7) その他の参考事項
- 2 調査結果報告書には、前条の審議の対象となった資料を添付するものとする。
- 3 第12条の2第3項ただし書の規定は、調査結果報告書について準用する。

（報告）

第18条 会則第49条第3項の報告は、第12条の2第2項の報告書又は前条の調査結果報告書をもって行う。

（調査付託の要請）

第19条 委員は、調査中に付託された事項以外の事実について会員の綱紀に関する調査が必要であると思料した場合は、委員会に対し、事由の説明を添えて、その調査をすることが相当である旨の議決を求めることができる。

（他会への協力依頼）

第20条 委員会は、必要があるときは、会長に対し、他の司法書士会へ調査に対する協力を要請するよう求めることができる。

（記録の保存）

第21条 議事録、第12条の2第2項の報告書、調査結果報告書その他委員会の記録は、本会の文書保存の例により保存する。

（費用の支弁）

第22条 本会は、委員会が調査のため参考人の出頭を求めたときには、出頭した参考人に旅費及び宿泊費等の実費を支弁することができる。又、証拠等を提出した第三者がその提出に費用を要したときは、その実費を支弁することができる。

（規程への委任）

第23条 この委員会の運営について必要な事項は、委員会に諮り、理事会が定める。

（規則の改廃）

第24条 この規則の改廃は、総会の決議による。

(施行期日)

- 1 この規則は、改正司法書士会会則の認可の日（平成24年1月23日）から施行する。
ただし、この規則施行の際に、既に調査が開始されている事案については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則の改正は、平成29年5月20日（総会承認の日）から効力を生ずる。

附 則（令和2年5月22日総会承認）

(施行期日)

- 1 この規則の改正は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）等に伴い変更した山形県司法書士会会則の施行の日（令和2年8月1日）から効力を生ずる。